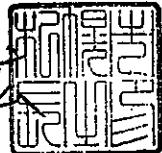


札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月29日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第34号

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和56年規則第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第2号中「チャージ利用者の」を「別表2に掲げるチャージ利用者の」に、「別表2」を「同表」に改め、同条第3号中「乗車券利用者の」を「別表2に掲げる乗車券利用者の」に、「別表2」を「同表」に改め、同条第4号中「その者」を「別表2に掲げるその者」に、「別表2」を「同表」に改め、同条第5号中「別表3に定める」を「別表3に掲げる」に改め、「及び助成対象期間の月数（助成対象期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなして計算した月数をいう。以下同じ。）」を削り、同条第6号中「別表4に定める」を「別表4に掲げる」に改め、「及び助成対象期間の月数」を削る。
- (2) 別表2 1の項右欄中「月数」の次に「（助成対象期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなして計算した月数をいう。以下同じ。）」を加える。
- (3) 別表3及び別表4を次のように改める。

別表3

番号	タクシー券利用者の区分	交付枚数（1つの助成対象期間当たり）
1	別表1 1の項に掲げる者	78枚

2

別表1 2の項に掲げる者

26枚

備考 新たに受給資格者となった者として保健福祉部長が認めるもの、助成対象期間中に満12歳若しくは満70歳に達する者又は助成対象期間中に満12歳若しくは満70歳に達した者であって、当該助成対象期間に引き続く助成対象期間において交通費助成を受ける者として保健福祉部長が認めるものの交付枚数については、この表に定める交付枚数に、助成対象期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た枚数（その枚数に1枚未満の端数があるときは、これを切り上げた枚数）とする。

別表4

番号	燃料券利用者の区分	交付枚数（1つの助成対象期間当たり）
1	別表1 1の項に掲げる者	30枚
2	別表1 2の項に掲げる者	10枚

備考 新たに受給資格者となった者として保健福祉部長が認めるもの、助成対象期間中に満12歳若しくは満70歳に達する者又は助成対象期間中に満12歳若しくは満70歳に達した者であって、当該助成対象期間に引き続く助成対象期間において交通費助成を受ける者として保健福祉部長が認めるものの交付枚数については、この表に定める交付枚数に、助成対象期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た枚数（その枚数に1枚未満の端数があるときは、これを切り上げた枚数）とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第5号及び第6号、別表3並びに別表4の規定は、この規則の施行の際現に改正前の第6条第5号若しくは第6号、別表3又は別表4の規定による助成を受けている者に係る助成対象期間における交付枚数から適用する。